

日常生活用具給付委託契約にかかる業者の審査に関する基準

平成26年3月17日
障がい者支援課長決定

この基準は、加古川市日常生活用具給付事業実施要綱（平成12年4月1日福祉部長決定）第7条の規定に基づき、日常生活用具給付委託契約（以下「契約」という。）にかかる日常生活用具給付業者（以下「業者」という。）の審査基準について、必要な事項を定めるものである。

（欠格事由）

第1 市長は、次に掲げる場合には、業者との契約をしてはならない。

- (1) 契約をしようとする業者（以下「申請者」という。）が、日常生活用具の販売を安定的かつ継続的に行う能力を有しないとき。
- (2) 申請者が、営業に関し、法律上登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていないとき、及び登録又は許認可を取り消されたとき。
- (3) 申請者が、被破産者で復権を得ないとき。
- (4) 申請者が、契約申請日において国税及び市税を滞納（納期限未到来のものを除く。）しているとき。（市税については、申請者が市内に住所若しくは事務所を有するとき又は市内の事業所に権限を委任するとき。）
- (5) 申請者が、日常生活用具給付委託契約申請書（以下「申請書」という。）に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (6) 申請者が、平成6年9月30日告示第166号「加古川市指名停止基準」に基づく指名停止を受けている場合において、その期間が満了していないとき。
- (7) 申請者が、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するとき。

（契約の申請）

第2 申請者は、申請書に別表に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は、申請者が既に加古川市入札参加資格者名簿に登録されているときは、別表に定める書類の一部の提出を省略させることができる。

（契約の審査）

第3 市長は、業者と契約をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- (1) 第1に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 業者として適格であると認められること。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成26年3月17日から施行する。